# 標準的な官職を定める省令 （平成二十六年防衛省令第九号）

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

# 附　則

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

# 附　則（平成二六年七月二四日防衛省令第一〇号）

この省令は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

# 附　則（平成二七年一〇月一日防衛省令第一七号）

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年一一月二七日防衛省令第一九号）

この省令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年一月二九日防衛省令第三号）

この省令は、平成二十八年一月三十一日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三一日防衛省令第九号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日防衛省令第四号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年六月二三日防衛省令第九号）

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月二六日防衛省令第二号）

この省令は、平成三十年三月二十七日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三〇日防衛省令第三号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二九日防衛省令第五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三一日防衛省令第三号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年九月三〇日防衛省令第八号）

この省令は、令和二年十月一日から施行する。